

科学技術政策研究所機関評価委員会設置要領

10科政研企第3号
平成10年1月16日
一部改正 10科政研企第60号
平成10年5月1日
一部改正 14科政研企第28号
平成14年3月25日

1. 科学技術政策研究所（以下「研究所」という。）の機関としての運営全般の評価を行うため、「科学技術政策研究所における研究評価のための実施要領」に基づき、研究所に機関評価委員会を設置する。
2. 機関評価委員会は、委員10人以内で組織する。
3. 機関評価委員会に委員長を置く。委員長は、研究所の外部の科学技術政策全般に広い知見を有する専門家その他の有識者（以下の条件に該当する者を除く）の中から、所長が委嘱するものとする。

以前に研究所の職員であった者

過去5年以内に研究所との間において契約を締結している事業者の役員及び当該契約業務に携わった事業者の職員であった者

過去5年以内に研究所の所管部局及び予算、機構・定員の査定等の業務に責任を有する行政部局の職員であった者

4. (1) 委員は、研究所の外部から、十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価を実施できる者の中から、別に定める手続きをもって委員長が推薦し、所長が委嘱するものとする。その際、これらの委員としては、
科学技術政策研究又はそれに関連する分野に精通している国内外の専門家
科学技術政策を取りまく諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、科学技術政策研究に直接関連しない分野の専門家その他の有識者を含み、3. ～ の者を除くものとする。
(2) 機関評価委員会は、研究所の成果の主たる利用者である行政部局のニーズ等を適切に評価に反映させるよう、研究課題設定に当たっての関与のあり方、政策立案プロセスへの成果活用等に係る行政部局関係者の考え方を聴取する等、行政部局関係者の機関評価プロセスへの適切な関与を担保するための措置を講ずるものとする。
5. (1) 委員の任期は、原則として3年を超えないものとする。
(2) 委員は再任されることができる。但し、再任された場合の任期は、連続して6年を超えないものとする。
6. 機関評価委員会に、特定部門の問題の検討等を行うため、下部機構として部会を置くことができる。
7. 機関評価委員会の庶務その他評価に必要な事務については、企画課において処理する。
8. その他機関評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が機関評価委員会に諮って定める。